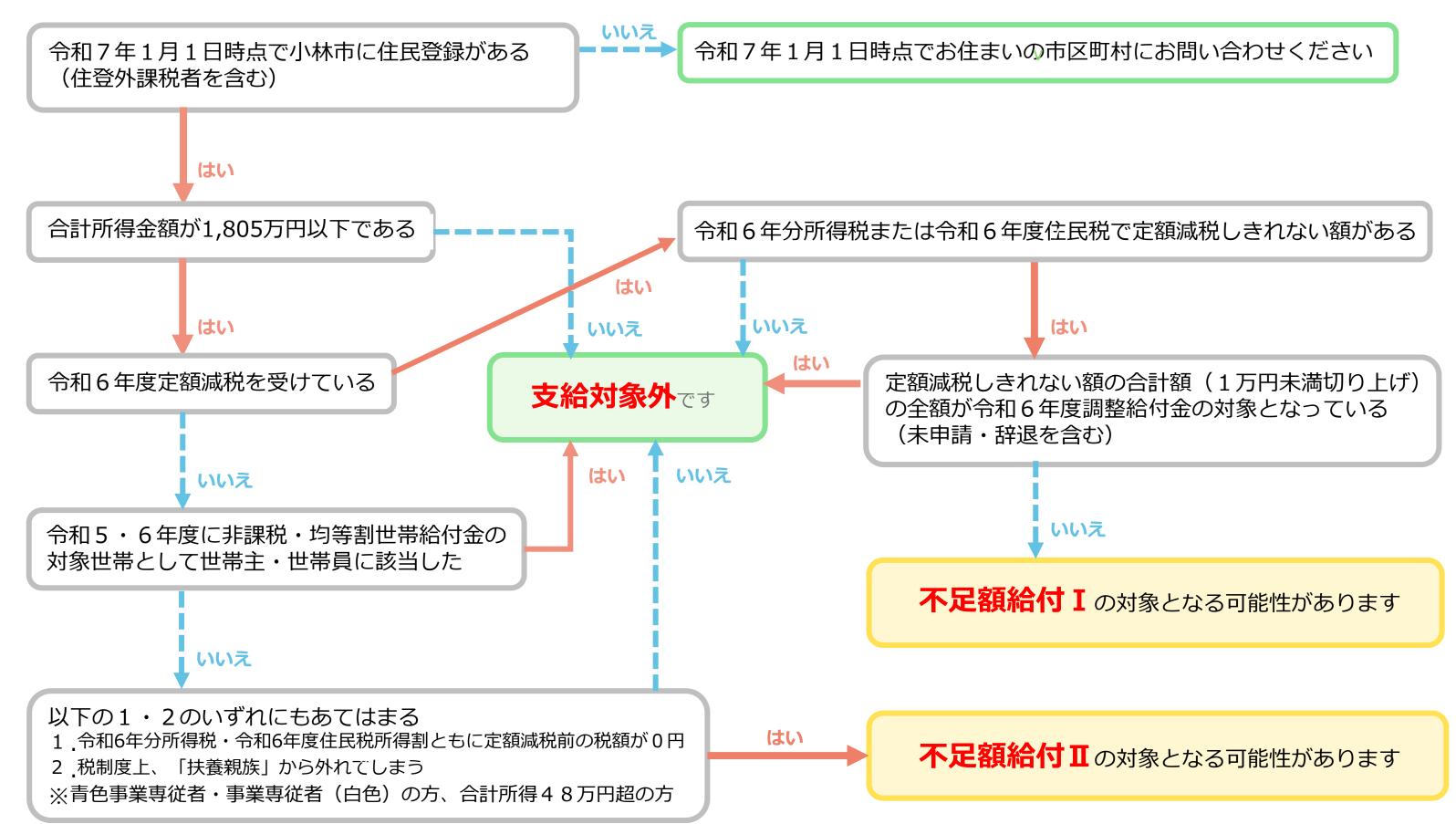
定額減税補足給付金(不足額給付)対象確認フローチャート



令和6年1月2日以降に海外から入国した場合、支給要件のいずれかを満たす場合は、支給の対象となります 支給要件1:令和6年分所得税で定額減税をしきれなかった額が生じた場合 支給要件2:令和6年所得税が非課税で、専従者給与を支給されているもしくは合計所得が48万円を超えている場合